

令和8年4月30日

報道機関各位

青森県病院局事業統括部長

職員の不祥事案に係る処分について

1 事案を起こした職員

中央病院 非常勤職員 40歳 女性

2 処分の内容等

(1) 処分年月日 令和8年4月30日

(2) 処分の内容 停職3月

(3) 処分の理由

職員は、令和7年11月、業務上必要としないにもかかわらず、知人である患者の入院の事実や病名を電子カルテから複数回閲覧し、また、その情報を第三者に伝えた。

以上の行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反し、同法第29条第1項第1号（法令に違反した場合）、第2号（職務上の義務に違反した場合）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当する。

3 管理監督職員への対応

中央病院長及び所属長を厳重注意とした。

| 報道機関用提供資料（連絡先） | |
|----------------|----------------------------|
| 担当部署 | 病院局事業統括部 |
| 担当 | 事業統括部長 天間 秋佳 総括主幹 井口 政和 |
| 電話 | 017-726-8314 |
| 報道監 | 事業統括部長 天間 秋佳 |